# OBA MJ 連載

# 別委 特 第71回 教育勅語と日本国憲法

憲法問題特別委員会 委員 藤木 邦顕

### 1. 森友学園事件と教育勅語

森友学園事件から、同学園の経営する幼稚園で園児 に教育勅語を暗唱させる教育をしていたことが報道さ れた。教育勅語問題は、国会でも取り上げられ、教育 勅語を教育現場で教材として使用できるのかについて、 内閣は、野党議員の質問主意書に対する答弁書で、現 行憲法・教育基本法に反しない方法で使用することも 可能であると表明した。しかし、教育勅語は、現行憲 法と根本的に相容れない本質と内容を持っているもの であり、歴史的・批判的に扱う以外に教材とはできな いものと考える。

### 2. 教育勅語の成立

教育勅語は、同勅語の日付けにあるとおり、1890(明 治23) 年10月30日に渙発されたものであるが、その前 年1889 (明治22) 年2月11日の大日本帝国憲法発布と 深い関係があり、帝国憲法における天皇の位置づけに ついての論争が背景となっている。

憲法について伊藤博文など当時の多数派は、立憲君 主制を導入して近代化を図り、西欧諸国に近づこうと した。しかし、井上哲次郎など少数のより保守主義者 がいて、西欧諸国においてキリスト教が国民の統合に 役立っていることも踏まえ、日本においても、天皇を より神格化して、天皇教ともいうべき国教を憲法上も 導入するべきであると主張した。

憲法論議では、立憲主義を重視した多数派の意見が とおり、「天皇は神聖にして侵すべからず」としながら も、国教的な規定は取り入れられなかった。しかし、山 縣有朋・井上毅ら多数派も教育に関しては、天皇制思 想を普及させるという面で少数派に同調し、教育に関 する勅語を発布することとなった。

#### 3. 教育勅語の内容

教育勅語は、明治国家の教育に対する基本思想を勅 語の形式で宣言したものである。

冒頭の「皇祖皇宗国を肇ること宏遠に徳を樹つるこ と深厚なり」において、皇国史観に基づくことを明ら かにし、「億兆心を一にして世々その美をなせるはこれ わが国体の精華にして、教育の淵源実にここに存す。」 で、天皇主権を国家体制の基本とし、教育の目的が天 皇主権の維持永続であることを宣言している(教育勅 語原文はカタカナであるが、ひらがな表記とした)。

次に「爾臣民父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、 朋友相信じ、恭倹己を持し、博愛衆に及ぼし、学を修 め業を習い、以って智能を啓発し、徳器を成就し、進 んで公益を広め世務を開き、常に国憲を重んじ国法に 遵い、」とあるところは、徳目の問題ではなく臣民の生 き方についての命令である。しばしば、与党議員は、あ たかも現代にも通じる徳目であり、ここが教育現場で も使えるかのように言うが、勅語の目的を理解してい ない。そしてこれらの徳目は、最後の「一旦緩急あれ ば義勇公に奉じ、以って天壌無窮の皇運を扶翼する」 ためであると結論づけている。教育勅語の解説書を書 いた井上哲次郎は、「臣民はただ徴兵の発令に従いて己 の義務を尽くすを要す」、「真正の男子にありては国家 のために死するより愉快なることなかるべきなり。」と しており、国家すなわち天皇のために戦場で命をなげ うつことを臣民に命じたのが本質的内容である(1891 年井上哲次郎「教育勅語渙発の由来」)。

# 4. 日本国憲法との関係

教育勅語は、1948年衆参両院で排除・失効決議がな された。日本国憲法の最高法規性からすれば、当然無 効となったものであるが、政府の行為によってもたら

された戦争の惨禍の現実が残っていた時期に、あえて 国民を戦争へと動員した精神的支柱の排除・失効を宣 言したことは、当時の国会の見識というべきである。

日本国憲法と教育勅語の関係で言えば、第1に明治 憲法のもとで天皇の勅語として作られたものを現代の 教育現場で用いることは、国民主権や象徴天皇制と相 容れない。加えて、教育も行政作用の面があり、教育 基本法・学校教育法・地教行法など法律によって運営 されている。この法体系を無視して、教育勅語を現代 でも有用かつ肯定的に扱うことは、国会が国権の最高 機関であり、唯一の立法機関であること(憲法41条) と矛盾する。

第2に、前述のように、教育勅語は、天皇の臣民に 対する生き方の命令であり、日本国憲法13条の個人と しての尊重や幸福追求権、19条の思想及び良心の自由、 21条の言論・表現の自由に反する。

第3に、前述のように「一旦緩急あれば義勇公に奉 じ」として徴兵制を当然の前提としており、18条の意 に反する苦役の禁止や9条に反することを命じている。 さらに「之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して

悖らず」としており、前文の「我らはいづれの国家も 自国のことのみに専念して他国を無視してはならない のであって、政治道徳の法則は普遍的なもの」とする 平和主義・国際協調主義にも反する考えである。

このような教育勅語は、「この憲法は国の最高法規で あって、その条規に反する法律、命令、詔勅および国 務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力 を有しない。」(憲法98条)という最高法規性によって 無効となることは疑いがない。私が特に重視したいの は、憲法13条との関係である。仮に教育勅語にいう徳 目が正しいものであったとしても、国家が国民にかか る考えを持てとか、かかる生き方をせよという権利は ない。ましてや国家のために命を投げ出せと命じる権 利はない。そのことを宣言したのが憲法13条であり、現 代国家の立脚点である。教育勅語はこの立脚点に真っ 向から反するものであり、およそ日本国憲法と調和す るものではない。教育勅語を巡る論議はこの観点が薄 いように思われるが、法律家としては、忘れてはなら ない議論の出発点である。



国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。 60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民 年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。 ※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

資料請求・ご相談・お問い合わせは お気軽に今すぐこちらへ!

# 日本弁護士国民年金基金

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14階

03-3581-3739

http://www.bknk.or.jp